

他県における子どもの権利に関する条例について

<子どもの権利の救済等該当条文抜粋>

<p>埼玉県子どもの権利擁護委員会条例 (H14. 11施行)</p>	<p>(埼玉県子どもの権利擁護委員会の設置等)</p> <p>第三条 県は、子どもの権利の侵害（県内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する子どもに係るものに限る。以下同じ。）に関する救済を行う機関として、埼玉県子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく知事の附属機関とする。</p> <p>3 県は、委員会との連携を図り、児童の権利に関する条約及びこの条例の趣旨の啓発を図るとともに、子どもの権利の擁護に必要な施策を推進するものとする。</p> <p>4 県民は、家庭、学校、地域社会等において、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える暴力等子どもの権利の侵害を防止するとともに、委員会の職務の遂行に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>秋田県子ども・子育て支援条例 (H18. 9施行)</p>	<p>(子どもの権利の救済)</p> <p>第十二条 県は、子ども（十八歳未満の者に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の権利の侵害に関する相談に応ずるとともに、その権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行うものとする。</p>
<p>長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例 (H26. 7施行)</p>	<p>(人権侵害の救済)</p> <p>第18条 いじめ、体罰等による人権侵害（以下この章において「人権侵害」という。）を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。</p> <p>2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。</p> <p>4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。</p> <p>(1) 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。</p> <p>6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p>

<p>東京都子ども基本条例 (R3.4施行)</p>	<p>(こどもの権利擁護)</p> <p>第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>やまなし子ども条例 (R4.3施行)</p>	<p>(権利侵害の救済)</p> <p>第24条 何人も、権利侵害をしてはなりません。</p> <p>2 権利侵害を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。</p> <p>3 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければなりません。</p> <p>4 前項の場合を除くほか、委員会は、権利侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができます。</p> <p>5 委員会は、前2項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができます。</p> <p>6 委員会は、第3項又は第4項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる事項について勧告することができます。</p> <p>(1) 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。</p> <p>7 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければなりません。</p>
<p>徳島県子ども未来応援条例 (R6.3施行)</p>	<p>(こどもの権利擁護)</p> <p>第六条 県は、こどもの健やかな成長を支援するため、いじめ、虐待その他の身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、こどもが権利侵害その他の不利益を受けた場合においては、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るよう最大限努めるものとする。</p>
<p>新潟県子ども条例 (R6.4施行)</p>	<p>(こどもの権利の尊重・擁護)</p> <p>第15条 県は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて県民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、いじめ、虐待等のこどもの人権侵害に対応し、その他こどもの不安や悩みを解消できるよう、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携を強化し、相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びに侵害されたこどもの権利の救済等に向け、こども等からの相談に対応する支援体制の充実に努めるものとする。</p>